

○姫路市立公園条例施行規則

平成18年3月27日

規則第30号

改正 平成21年6月29日規則第46号

平成23年3月28日規則第26号

平成27年3月20日規則第14号

平成30年6月27日規則第36号

平成30年10月4日規則第46号

(一部未施行)

平成30年12月26日規則第60号

(目的)

第1条 この規則は、姫路市立公園条例（平成18年姫路市条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(保証金及び保証人)

第2条 条例第10条第1項の規定により保証金の納付を命ぜられた者は、その日から7日以内にこれを納付しなければならない。

2 条例第10条第1項に規定する保証人（以下「保証人」という。）は、引き続き1年以上本市に居住している者でなければならない。

3 市長が保証人を適当でないと認めるとき、又は保証人が前項の要件を欠いたときは、改めて保証人をたてなければならない。

(公園施設を管理する場合の使用料)

第3条 条例別表第6号の規則で定める額は、別表第1施設の欄に掲げる施設の区分に従い、同表金額の欄に定める額とする。

(使用料の算定方法)

第4条 使用料の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

(2) 使用料の額を算出する基礎となる長さが、1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルとして計算する。

(3) 使用料の額を算出する基礎となる期間が年を単位として定められている場合にお

いて、その期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割によって計算する。

- (4) 前号の期間が月を単位として定められている場合において、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。ただし、その期間が15日以内であるとき、又はその期間の1月未満の端数が15日以内であるときは、日割によって計算する。
- (5) 第2号の期間が日を単位として定められている場合において、その期間が1日に満たないとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは、これを1日として計算する。
- (6) 使用料の額を日を単位として計算する場合において、その日の使用時間が4時間以内であるときは、半額として計算する。ただし、条例第33条に規定する公園施設並びに条例別表第3号、第4号及び第7号に規定する施設についてはこの限りでない。

(備品使用料)

第5条 条例第16条第3項の規定により市長が規則で定める備品の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(緑の相談所の開所時間及び休所日)

第6条 緑の相談所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

- (1) 開所時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休所日 12月29日から翌年1月3日まで及び火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）とする。

2 市長が必要と認めるときは、前項の開所時間及び休所日を変更することができる。

(申請書の提出期間)

第7条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項及び第6条第2項に規定する申請書並びに条例第4条第1項、第36条第2項及び第38条第2項に規定する申請書（以下本条において「申請書」という。）は、使用しようとする日（以下「使用期日」という。）の60日前から使用期日の10日前までに提出しなければならない。

2 条例第20条の規定により多目的ホールの使用について市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ多目的ホール使用許可申請書を使用期日の属する月の6箇月前の月の初日から使用期日の3日前までに提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付方法の特例)

第8条 条例第16条第2項ただし書及び第43条第2項ただし書の規定により規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用期間が6箇月を超える場合
- (2) 精算を必要とする場合
- (3) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

(使用料の還付)

第9条 条例第17条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第17条第1号又は第2号に該当する場合 既納の使用料の全額
- (2) 天災その他不可抗力による事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
- (3) 多目的ホールの使用を中止しようとする使用者から次に掲げる期日までに使用中
止届が提出された場合
 - ア 使用期日前20日まで 既納の使用料の5割に相当する額
 - イ 使用期日前10日まで 既納の使用料の3割に相当する額
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項第3号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、多目的ホール使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第18条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公益のため使用する場合 免除
- (2) 市内の生徒、児童又は園児の団体が教育上の目的で使用する場合 免除
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉事業のために使用する場合 免除
- (4) 地域的な市民の団体が、その団体の利用に供するため使用する場合 免除

(5) 障害者福祉の向上を促進する活動を行う団体で市長が承認する団体が、当該活動のために使用する場合 免除

(6) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 多目的ホールの使用料を減額し、又は免除できる場合及びその額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 市が使用する場合 使用料の全額

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の認定こども園が教育上の目的で使用する場合 使用料の全額

(3) 使用者が市と共同で使用する場合 使用料の5割に相当する額

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

（駐車場における損害についての責任）

第11条 駐車場内における、盗難若しくは自動車相互の接触又は衝突によって生じた損害又は災害その他不可抗力によって生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

（工作物等を返還する場合の手続）

第12条 市長は、都市公園法第27条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。）を、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

2 条例第44条第4項の規定により保管した工作物等（同条第7項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときも前項と同様とする。

（読替え）

第13条 桜山公園（市長の定める部分に限る。以下同じ。）の管理を指定管理者に行わせる場合において、第7条第3項中「市長」とあるのは「市長（条例第4条第1項の許可を受けようとする場合にあつては、指定管理者）」とする。

（指定管理者の申請）

第14条 条例第33条の3第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わな

ければならない。

2 条例第33条の3第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者との協定の締結）

第15条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理の業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、桜山公園及びキャスティ21公園の管理に関し必要な事項
（事業報告書）

第16条 条例第33条の7の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 桜山公園の利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
（技術的基準）

第17条 条例第39条の規則で定める技術的基準は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第15条から第17条までに規定するところによる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 姫路市都市公園条例施行規則（昭和35年姫路市規則第19号）は、廃止する。

附 則（平成21年6月29日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条を第16条とし、第11条の次に4条を加える改正規定（第12条及び第15条に係る部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第26号）

この規則は、姫路市立公園条例の一部を改正する条例（平成23年条例第20号）の施行の日から施行する。ただし、第6条の改正規定（多目的ホールを除く。）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月27日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月4日規則第46号）

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、第15条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占用使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

施設			単位	金額
姫路城防災センター売店			1平方メートル1月につき	円 2,867
家老屋敷跡便益施設	A棟	1号	1平方メートル1月につき	2,970
		2号		2,910
		3号		2,670

		4号	2,790	
		5号	2,730	
		6号	2,790	
	B棟	1号	2,740	
		2号	2,990	
		3号	2,830	
		4号	2,550	
		5号	1階	2,330
			2階	1,390
	C棟	1号	1階	3,050
			2階	1,830
		2号	3,020	
		3号	2,830	
		4号	3,020	
	D棟	1号	2,970	
		2号	2,880	
		3号	2,910	
		4号	2,910	
		5号	2,760	
レストハウス		1平方メートル1月につき	1,894	

別表第2（第5条関係）

品名	単位	使用料（1回）
		円
音響機器	一式	1,000
映写機器	一式	1,000